

消防法施行令第35条第1項第3号及び第36条第2項第2号の規定による防火対象物の指定について

昭和50年10月13日消防長告示第1号

改正

平成23年2月7日消本告示第3号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第1項第3号の規定による消防機関の検査を受けなければならない防火対象物（以下「検査対象物」という。）及び令第36条第2項第2号の規定による消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物（以下「点検対象物」という。）を次のように指定する。

1 検査対象物

令別表第1 5項口、7項、8項、9項口、10項、12項イ、13項イ及び14項に掲げる防火対象物で、延べ面積が500平方メートル以上のもの並びに11項、15項及び16項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの。

2 点検対象物

令別表第1 5項口、7項、8項、9項口、10項から15項まで、16項口、17項及び18項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの。